

1 事業実施内容

(1) 総括

つがる三和会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行った。

- ① 第一種社会福祉事業
 - ・ 特別養護老人ホームの経営
 - ・ 障害者支援施設の経営
 - ・ 軽費老人ホームの経営

- ② 第二種社会福祉事業
 - ・ 老人デイサービス事業の経営
 - ・ 老人短期入所事業の経営
 - ・ 障害福祉サービス事業の経営
 - ・ 老人居宅介護等事業の経営
 - ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - ・ 老人介護支援センターの経営

- ③ 社会福祉法第26条の規定による事業
 - ・ 居宅介護支援事業
 - ・ 有料老人ホーム

(2) リフレッシュ運動の実施

職員の健康保持増進及び業務能率と利用者サービスの向上を図るとともに、労働時間を短縮し、職員のゆとりと活力ある生活の実現に資するため、平成22年8月1日からリフレッシュ運動を実施している。

- ・ 時間外勤務の縮減
- ・ 会議の効率的運営
- ・ 事務事業の簡素・効率化の推進
- ・ 執務環境の整備
- ・ 年次休暇の計画的使用の促進

(3) 令和2年度青森県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する緊急包括支援事業の実施

- ①対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底したうえで、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所等になっていることから当法人は、8施設全てが該当した。
- ②支援対象経費：かかり増し経費についても8施設全てが該当していることから各施設単位で算定し、所定の助成金を受領した。その用途は、マスク・飛沫拡散防止のための衝立・顔認証体温検測機等の購入である。
- ③職員への慰労金の支給：対象者は令和2年3月23日から令和2年6月30日までの間に延べ10日以上介護サービス事業等に勤務したものであることから対象職員に対して5万円を支給した。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策の実施

今年の2月から家族の面会制限を設け、また職員の手指消毒等徹底した取組をしてきた。その結果、8施設において集団感染は起きていない。入居者様については、ご家族様との面会制限をしていることから相当のストレスが溜まっているものと思われることから少しでも低減するために6月からオンライン面会を実施した。インフラ及び機器等の経費については前年度において整備を終えていることから既存のシステムで対応できた。利用頻度は70件程度/月となっており、カースルーでの面会も可能とした。

(5) (仮称)城西さんわ保育園創設工事

企業主導型保育園事業の(仮称)城西さんわ保育園創設工事に着工し、令和3年11月の開設に向けて準備を進めているところである。

(6) 青森県指導監査

- ①令和2年10月6日に法人本部を対象に、運営管理・経理について県の指導監査が実施された。指導監査の結果として、運営管理については指摘事項はなかったものの経理面については契約金額が100万円を超える場合は、契約書を作成するよう指摘があった。
- ②令和2年10月7日にケアハウスいたや荘を対象に、処遇・運営管理・経理について県の指導監査が実施された。指導監査の結果として、処遇・経理については指摘事項はなかったものの運営管理については、

36協定について、有効期間の開始前に締結し、労働基準監督署へ届出するよう指摘があった。このため上記①及び②については是正・改善報告書を提出し了解を得た。

(7) 事務施行の適正化に係る内部事務監査の実施

本年は、新型コロナウイルス感染症対策のため例年通りの内部監査はスムーズに行われなかった。このため、介護ソフトほのぼのNEXT上でリモートアクセスによってケアプラン・モニタリング・評価記録・機能訓練記録・機能訓練プラン・ケース記録・業務日誌を監査した。また現地監査は担当者会議記録・勤務割・人員配置・出勤簿・出張復命書を対象に検査点検をした結果、未だ一部において不適正な事務処理が見受けられた。このため是正を促し令和3年1月末に再検査を実施したところ全ての書類において問題点はなかったが事務執行のより一層の適正化を推進するよう指導を行った。